

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇条例 鳥取県税条例の一部改正
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車税の徴収特別に関する条例の一部改正

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十一号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項に次の但し書を加える。

但し、法第五十五条の規定による更正又は決定によつて、県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

第五十二条第一項第一号中「決算確定の日から二十日以内」を「その指定をした日まで」に改める。

第五十八条中「五月三十一日」を「三月三十一日」に、同条第五号中「第十一条の三」を「第十一条の四」に改める。

第六十六条を第六十六条の二とし、第六十五条の次に次の一条を加える。

(不動産の価格通知)

第六十六条 知事は、法第七十三条の二十一第二項の規定によつて不動産の価格を決定した場合においては、直ちに当該価格その他必要な事項を当該不動産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

第八十八条の二第一項中「第八十条但書」を「第七十八条第五項」に、第三項中「その月の日数」を「その期

間中の日数」に改める。

第百一条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の指定を受けた者で、当該場所に該当しないこととなつた場合においては、ただちにその旨を知事に申告しなければならない。

第百九条第一項中「自動車」の下に「(軽自動車税の課税客体である自動車、その他政令で定める自動車を除く。以下自動車税について同じ。)」を加える。

第百十条中第六号及び第七号を削る。

第百十三條の次に次の一條を加える。

(自動車税の徴収方法)

第百十三條の二 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

第百十七條を次のように改める。

第百十七條 削除

第百三十六條に次の一項を加える。

2 軽油引取税は、前項に規定する場合のほか、自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権

利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供

するものをいう。以下同じ。)が軽油及び揮発油(揮

発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二条第一

項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみ

なされるものを含む。)をいい、同法第十六条の規定

によつて揮発油税を免除された揮発油を除く。以下同

じ。)以外の炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料と

して消費した場合(当該自動車を道路において運行の

用に供するため消費した場合に限る。)においては、

当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係

る炭化水素油にすでに軽油引取税又は揮発油税が課せ

られ、又は課さるべき軽油又は揮発油が含まれてい

るときは、当該消費に係る炭化水素油の数量から、当該

軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を

控除して得た数量とする。)を課税標準として、当該

自動車の保有者に課する。

第百四十一条中「第百三十七条」を「第百三十六條第

二項又は第百三十七条」に改める。

第百四十五条中「第三十二号様式」の次に「及び第三十二号の二様式」を加え、第一号及び第二号をそれぞれ第二号及び第三号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第百三十六條第二項の自動車の保有者にあつては、毎月十五日までに前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量及び税額

第二十九号様式及び第三十号様式をそれぞれ次のように改める。

第二十九号様式 削除

第三十号様式 削除

第三十二号様式中「昭和 年 月分軽油引取税納付申告書」の次に「(条例第百三十七条該当)」を加え、同様式の次に次の一様式を加える。

第三十二号の二様式

昭和 年 月分軽油引税納付申告書 (条例第百三十六条第二項該当)

鳥取県知事 氏 名 殿	金庫(周)	納税義務者	住所又は所在地	周 春
納付場所		氏名又は名称印	電話	
申告年月日	昭和 年 月 日	電話		
鳥取県条例第百三十六条第二項に規定する炭化水素油の消費総数量		キロリットル	参考事項	
間	軽油引取税の課された数量	(ロ)	当該炭化水素油の商品名	
上	軽油引取税の課さるべき数量	(イ)	当該炭化水素油の引取先	
中	揮発油税の対象となる数量	(ウ)	当該炭化水素油を使用した自動車の登録番号	
	差引課税標準量 (イ)-(ロ)+(ウ)+(ニ)	(ホ)		
税	率	(ニ)		
税	額	(ハ) × (ニ)		
		(ニ)		
備				
考				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月五日適用する。ただし、軽油引取税に関する改正規定は、昭和三十三年五月一日から適用する。

(適用)

2 この条例による改正後の条例の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、昭和三十三年度分の県税から適用する。

(経過措置)

3 この条例による改正前の条例の規定に基いて課し、又は課すべきであった県税については、なお、従前の例による。

(統替規定)

4 昭和三十三年度分限り改正後の条例第五十八条中「三月三十一日」とあるのは「五月三十一日」と読み替えるものとする。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収特別に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十二号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収特別に関する条例の一部を改正する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収特別に関する条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「モーターサイクル年額六百円」及び

「モータースクーター年額三百円」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除。

附 則

この条例は、昭和三十三年四月五日から施行し、昭和三十三年度分から適用する。